

論文式試験問題集
〔民法Ⅱ〕

〔民法Ⅱ〕

次の文章を読んで、後記の〔設問１〕及び〔設問２〕に答えなさい。

【事実】

- １．Ａ（４０歳）は、令和３年１月１日、不動産業者から甲不動産を金４５００万円で購入した（以下、本件売買契約）。

本件売買契約の売買代金を支払うに際し、Ａは、株式会社Ｘ１との間で、同日、Ａが株式会社Ｘ１から金４０００万円を借り入れ、Ａが株式会社Ｘ１に対し、同金４０００万円（金利３％）を分割払で支払う旨の金銭消費貸借契約を締結した（以下、本件金銭消費貸借契約）。

本件消費貸借契約の担保として、Ａ及び株式会社Ｘ１は、令和３年１月１日、Ａの有する甲不動産を目的物とする抵当権設定契約を締結し、抵当権の登記も行った。

また、Ｘ１及び保証会社Ｘ２（株式会社）は、本件金銭消費貸借契約締結と同日、極度額５０００万、Ａの本件消費貸借契約に基づく債務を主債務とする連帯保証契約を締結した（連帯保証契約①、法定の要件を充足した連帯保証契約書を作成したものとする）。

ＡのＸ２に対する連帯保証契約①の履行により生じるＡのＸ２に対する求償債務を主債務として、Ｘ２を債権者、妻であるＹ及びＹの父Ｚを連帯保証人、極度額５０００万円とする連帯保証契約を締結した（連帯保証契約②、法定の要件を充足した連帯保証契約書を作成したものとする）。

- ２．その後、Ａは、５年間、未払なく本件消費貸借契約の分割金を支払っていたが、令和８年２月以降、突然失踪し、同月以降、分割金の支払いを遅滞した。
- ３．そのため、Ａは本件消費貸借契約の期限の利益を失い、令和８年３月１日、Ｘ２は、連帯保証契約①に基づきＡのＸ１に対する残債務３０００万円を弁済した。

その結果、Ｘ２はＡに対し、連帯保証契約①に基づく３０００万円の求償債権を有することになった（Ｘ１の有する抵当権を代位取得し、登記も完了した）。

- ４．Ｘ２は、令和８年１２月１日、抵当権に基づく甲不動産の競売を終えた。Ｘ２は甲不動産の競売で債権全額の回収ができると期待していたが、不動産甲の地中にフッ素等の産業廃棄物が残存していることが判明し、結果的に１５００万円を回収するにとどまった（残債務１５００万円）。

〔設問１〕

上記１ないし４の事実に加え、以下の事実があったものとする。

- ５．Ｚは、令和１３年８月１日、Ｘ２に対し金１００万円を支払った。債権残額１４００万円の回収を望むＸ２は、Ｙを被告とし、令和１４年１月２日、本件連帯保証契約②に基づく履行請求訴訟を提起した。

(小問1)

X2のYに対する請求は認められるか。YはX2がAに対して有する求償金債権(主たる債務)が消滅時効により消滅したと主張することができるかについて言及した上で回答するものとする。

(小問2)

X2のZに対する請求は認められるか。Zは、X2がAに対して有する求償金債権(主たる債務)が消滅時効により消滅したと主張することができるか。

【事実(事実4の続き)】

5. Aが令和13年11月1日に病死し、Yは令和13年11月10日に死亡の事実を知った。なお、Aに子、親、兄弟姉妹、甥姪はなく、妻であるYがAの唯一の法定相続人である。
6. その後、令和13年11月25日、Yが債務100万円を弁済した
7. X2はYを被告として、令和14年2月28日、1400万円の支払いを求めるべく訴訟を提起した。

〔設問2〕

X2のYに対する請求は認められるか。請求権について、複数考えられる場合は明示し、Yから主張されることが想定される抗弁に言及するものとする。

なお、連帯保証契約の有効性、検索の抗弁の有無を論ずる必要はない。

2022年3月6日

担当：弁護士 山本賢太郎

参考答案
〔民法Ⅱ〕

第1 設問1小問1

- 1 X2は、連帯保証人であるYに対し、連帯保証契約②に基づく履行請求権として、金1400万円を請求することはできるか。
- 2 この点、Yからは、連帯保証契約②の主債務である連帯保証契約①に基づくAの求償債務は、5年の短期消滅時効(民法、「以下、略」166条1項1号)により消滅した結果、付従性により連帯保証契約②の履行請求権も消滅するとの反論が考えられる。
- (1) まず、連帯保証人Yは、145条及び457条2項に基づき、主債務者Aの有する消滅時効の抗弁を主張し得る。
- (2) 債権は、「権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき」に消滅する。

債権者X2は連帯保証契約①の締結時に債務者Aを覚知しており、連帯保証契約①に基づき弁済を行い、求償権を取得した令和8年3月1日時点で権利を行使することができることを知ったといえる。

しかし、その後、X2は令和8年12月1日に抵当権に基づく競売を行っており、148条1項2号に基づき時効が完成猶予となる。

その後、148条2項に基づき担保権の実行を終えた同日から時効の更新となり、進行を始める。なお、主債務者であるAに生じた時効完成猶予の効果は457条1項によりYにも及ぶ。

その結果、令和8年12月1日が時効の起算日となり、その後、令和13年12月1日の経過をもって「5年」間が経過した。

(3) この点、Zが令和13年8月1日に、X2に対し100万円を弁済しており、権利の承認(152条)として時効完成が猶予され、Yは、消滅時効を主張できないのではないか。

この点、153条3項に基づき権利の承認の効果はその当事者及びその承継人にのみ効力が及ぶことから、主債務者A及び連帯保証人Yには時効完成猶予の効果は及ばない(441条、458条参照)。従って、5年間の経過が認められる。

- 3 以上により、YはAの有する消滅時効援用の意思表示を行うことで、X2の有する連帯保証契約①に基づく求償権の消滅を主張することができる。その結果、付従性によりX2のYに対する連帯保証契約②に基づく請求権も消滅し、X2の請求は認められない。

第2 設問1小問2

- 1 X2のZへの連帯保証契約②に基づく履行請求は認められるか。
- 2 同様にZは457条2項に基づきAの主債務の消滅時効の抗弁を主張できるか。5年間の経過前にZ自身が権利の承認を行っていることから問題となる。

(1) 時効は相対効しか有さないことから、連帯保証人に生じた事項の完成猶予の効果は、主債務者であるAに及ばないことが原則である(153条3項)。

(2) そして、主債務者が行使することができる抗弁については連帯保証人も行使し得ることから、主債務者であるAが主張することができた消滅時効の抗弁をZが主張することができる。

主たる債務である連帯保証契約①に基づく求償金請求権が時効消滅したことにより、Zに対する連帯保証契約②に基づく履行請求権も付従性により消滅するため、X2の請求は認められない。

第3 設問2

1 X2は、Aを相続した配偶者Yに対し（890条、896条）、X2がAに対して有していた連帯保証契約①に基づく求償金請求権として、1400万円の支払いを請求する（請求権①）。

また、X2は、連帯保証契約②に基づく履行請求権として連帯保証人であるYに対し1400万円の支払いを請求する（請求権②）。

2 上記請求に対し、Yは主債務である連帯保証契約①に基づく求償債務の消滅時効を主張し、請求権①の消滅を主張する。また、主債務の時効消滅に伴う請求権②の付従性による消滅により、債務を免れる旨の主張を行うことが考えられる。

3 この点、時効の起算日は前述のとおり、令和8年12月1日であり、令和13年12月1日の経過をもって、5年間の経過した。そのため、請求権①に消滅時効を主張し得ると思える。

（1）Yは令和13年11月25日、X2に対し100万円を弁済しており、Aが令和13年11月1日に死亡し、YがAを相続したことから、Yの弁済は主債務者としての弁済であり、主債務の時効の完成猶予が生じ、その効果が連帯保証人Yにも及ぶのではない（457条1項）。

（2）主たる債務を相続した保証人は、従前の保証人としての地位

に併せて、包括的に承継した主たる債務者としての地位をも兼ねるものであるから、相続した主たる債務について債務者としてその承認をし得る立場にある。そして、保証債務の附従性に照らすと、保証債務の弁済は、通常、主たる債務が消滅せずに存在していることを当然の前提とするものである。しかも、債務の弁済が、債務の承認を表示するものにほかならないことからすれば、主たる債務者兼保証人の地位にある者が主たる債務を相続したことを知りながらした弁済は、これが保証債務の弁済であっても、債権者に対し、併せて負担している主たる債務の承認を表示することを包含するものといえる。これは、主たる債務者兼保証人の地位にある個人が、主たる債務者としての地位と保証人としての地位により異なる行動をすることは、想定し難いからである。

保証人が主たる債務を相続したことを知りながら保証債務の弁済をした場合、当該弁済は、特段の事情のない限り、主たる債務者による承認として当該主たる債務の消滅時効の完成を猶予する効力を有する。

（3）YはA死亡の事実を認識しているため保証人が主たる債務を相続したことを知りながら保証債務の弁済をしたといえる。

よって、主たる債務について権利の承認があり、連帯保証人としてのYに457条1項により時効完成猶予の効果が及ぶため、5年間の経過はなく、消滅時効の主張は認められない。

以上によりX2の請求①、請求②は認められる。 以上

2022 年 3 月 6 日

担当：弁護士 山本賢太郎

予備試験答案練習会(民法Ⅱ)採点基準表

受講者番号

	小計	配点	得点
〔設問1〕小問1	(14)		
時効期間の主観的起算点(民法166条1項1号)の内容と条文の指摘		2	
消滅時効の援用(民法145条)と条文の指摘		1	
消滅時効の援用権者(民法145条)に連帯保証人が含まれることの指摘(457条2項)		2	
主たる債務である連帯保証契約①に基づく求償金請求権が時効により消滅する結果、連帯保証契約②に基づく請求権も附従性により消滅することの指摘		1	
時効の起算点が令和8年3月1日であることの指摘(X2が弁済した日)		1	
競売により時効の完成猶予がなされたこと(148条1項2号)、時効の更新がされたことの指摘(148条2項)		2	
主債務者に生じた競売による時効完成猶予の効果がYに及ぶことの指摘(457条1項)		1	
共同連帯保証人であるZが5年間の満了前に弁済していることから、権利の承認(152条)として時効の完成猶予があるのではないかの指摘		1	
時効の相対効、153条3項により完成猶予の効果はYには及ばないことの指摘		1	
結論の指摘		2	
〔設問1〕小問2	(6)		
連帯保証人であるZが権利の承認を行っていることから、Zが主債務の消滅時効を援用できないのではないとの問題意識の指摘		2	
153条3項、458条1項を指摘し、連帯保証人に生じた時効の完成猶予の効果は主債務者に及ばないことの指摘		2	
その結果、権利の承認を行ったZも主債務者の有する抗弁である消滅時効を457条1項に基づき主張できることの指摘(信義則の観点からZは援用できないとする見解であっても一定の評価をする)		2	
〔設問2〕	(20)		
X2の請求権についての指摘(①Aを相続したYに対する求償金請求権②連帯保証契約②に基づく履行請求権)。※相続の条文の引用ができていない者を満点とする。		5	
主債務者Aを相続した連帯保証人Yによる弁済は主債務者による権利の承認として、主債務の時効の完成猶予をもたらす、消滅時効が成立しない可能性の指摘		5	
連帯保証人Xが主債務者Aが死亡し、自身が相続したことを知っている場合は、主債務について時効の完成猶予となるとの規範の定立。 判例通りの規範が定立できていなくとも一定の考えを示してあれば、満点を与える(例:時効完成後の債務承認との比較の視点など)。		5	
あてはめ		5	
○裁量点	(10)	10	
合 計	(50)	50	

民法Ⅱ 解説レジュメ

1. 総論

本問は、連帯保証と消滅時効を題材とした。

多数債権・多数債務に関する制度（連帯保証、連帯債権、連帯債務）は、改正債権法においても重要な改正がなされている一方で、受験生全般として当該分野に関しては苦手意識がある分野である。

問題文は、主債務者を相続した連帯保証人が行った弁済について主たる債務の時効の中断事由に該当するかについて争われた裁判例（最高裁平成25年9月13日第二小法廷判決（民集67巻6号1356頁））をベースとするものである。

司法試験民法においては、（出題者が知る限りではあるが）会社法や民事訴訟法と異なり、試験の直近5年～10年以内の最新判例を出題する傾向にはない。

しかし、上記裁判例の争点は重要な争点であり、本問を機に、多数の債権債務者、時効制度について理解を深めてもらう目的で出題した。

設問1小問（1）及び小問（2）は、基本的な条文知識を問う問題であり、条文、連帯保証制度、時効制度を正しく理解していれば、得点できるようにしている。

時系列に沿って、問題文の事案を分析しているかが、高得点となるか、低得点となるかの分岐点となる。

民法の場合、請求権の要件検討→反論の要件検討の流れが重要であるが、それ以上に丁寧に事実関係、法律関係を把握することも重要である。

設問2は、上記平成25年最高裁判例の事案をベースにしているが、主債務者であるAの地位を連帯保証人Yが相続した後に弁済していることを踏まえれば、主債務者の主債務の消滅時効について完成猶予がされるのではないかとの視点は仮に裁判例を知らずとも想起し得るものである。

2. 【設問1】小問（1）について

（1）出題の趣旨

消滅時効制度の理解、連帯保証制度の基本的理解を問う問題である。

時効の相対性、連帯保証の付従性という基本的事項や条文を理解していれば、一定の点数の取得が可能である。

特に両制度は債権法改正の影響が大きい分野であり、実務家になった後も重要な分野である。

（2）連帯保証に関する基本的な考え（中田裕康「債権総論」（有斐閣、第4版、2020年）等に基づく出題者の理解である）

ア 連帯保証の付従性（成立，消滅，内容）

（ア）成立の付従性

保証債務は，主たる債務が成立して初めて成立する。

（イ）消滅の付従性

主たる債務が消滅すれば，保証債務も消滅する。

（ウ）内容の付従性

主たる債務より保証債務の方が重くなることはない（４４８条）。

（エ）主たる債務に生じた事由は保証債務にも効力が及ぶ（４５７条１項）

イ 主債務者に生じた事項（４５７条）

１項 主たる債務者に対する履行の請求その他の事由による時効の完成猶予及び更新は，保証人に対しても，その効力を生ずる。

２項 保証人は，主たる債務者が主張することができる抗弁をもって債権者に対抗することができる。

３項 主たる債務者が債権者に対して相殺権，取消権又は解除権を有するときは，これらの権利の行使によって主たる債務者がその債務を免れるべき限度において，保証人は，債権者に対して債務の履行を拒むことができる。

ウ 連帯保証人に生じた事項（４５８条）

第四百三十八条，第四百三十九条第一項，第四百四十条及び第四百四十一条の規定は，主たる債務者と連帯して債務を負担する保証人について生じた事由について準用する。

① ４３８条

（連帯債務者の一人との間の更改）

第四百三十八条 連帯債務者の一人と債権者との間に更改があったときは，債権は，全ての連帯債務者の利益のために消滅する。

② ４３９条１項

（連帯債務者の一人による相殺等）

第四百三十九条 連帯債務者の一人が債権者に対して債権を有する場合において，その連帯債務者が相殺を援用したときは，債権は，全ての連帯債務者の利益のために消滅する。

③ ４４０条

（連帯債務者の一人との間の混同）

第四百四十条 連帯債務者の一人と債権者との間に混同があったときは，その連帯債務者は，弁済をしたものとみなす。

④ 4 4 1 条

(相対的効力の原則)

第四百四十一条 第四百三十八条, 第四百三十九条第一項及び前条に規定する場合を除き, 連帯債務者の一人について生じた事由は, 他の連帯債務者に対してその効力を生じない。ただし, 債権者及び他の連帯債務者の一人が別段の意思を表示したときは, 当該他の連帯債務者に対する効力は, その意思に従う。

→結果的に①～③以外の事由が生じたとしても主債務者, 他の連帯保証人に効果が及ばないことになる。

※旧 4 5 8 条では, 旧 4 3 4 条を準用するとしていたため, 連帯保証人に対する「請求」は, 主債務者, 他の連帯保証人に効果が及ぶとされていた(その結果, 時効の中断効が主債務者にも生じることになる)。

エ 関連制度 (改正民法)

(ア) 主たる主債務者の履行状況に関する情報提供義務

(主たる債務の履行状況に関する情報の提供義務)

第四百五十八条の二 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において, 保証人の請求があったときは, 債権者は, 保証人に対し, 遅滞なく, 主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息, 違約金, 損害賠償その他その債務に従たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報を提供しなければならない。

(主たる債務者が期限の利益を喪失した場合における情報の提供義務)

第四百五十八条の三 主たる債務者が期限の利益を有する場合において, その利益を喪失したときは, 債権者は, 保証人に対し, その利益の喪失を知った時から二箇月以内に, その旨を通知しなければならない。

2 前項の期間内に同項の通知をしなかったときは, 債権者は, 保証人に対し, 主たる債務者が期限の利益を喪失した時から同項の通知を現にするまでに生じた遅延損害金(期限の利益を喪失しなかったとしても生ずべきものを除く。)に係る保証債務の履行を請求することができない。

3 前二項の規定は, 保証人が法人である場合には, 適用しない。

(イ) 個人根保証契約, 事業に関する保証契約の特則 (4 6 5 条の 2 乃至 1 0)

オ 関連論点: 主債務者に対する求償権の時効中断と共同保証人間の求償権の時効中断
最高裁平成 2 7 年 1 1 月 1 9 日第一小法廷判決 (民集 6 9 卷 7 号 1 9 8 8 頁)

(判旨)

5 民法 4 6 5 条に規定する共同保証人間の求償権は, 主たる債務者の資力が不十

分な場合に、弁済をした保証人のみが損失を負担しなければならないとすると共同保証人間の公平に反することから、共同保証人間の負担を最終的に調整するためのものであり、保証人が主たる債務者に対して取得した求償権を担保するためのものではないと解される。

したがって、保証人が主たる債務者に対して取得した求償権の消滅時効の中断事由がある場合であっても、共同保証人間の求償権について消滅時効の中断の効力は生じないものと解するのが相当である。

(3) 短期消滅時効の要件、時効の援用権者

ア 時効制度の趣旨（従来は①～③の1つを根拠とするが、①～③の多元的理解もある）

①長期間継続した法律関係の保護（法的安定性）

②権利の上に眠るものは保護に値しない。

③立証困難の回避

イ 要件①：「権利を行使することができることを知った時から5年間」の経過

「権利を行使することができる」

定義：権利の行使につき法律上の障害がなく、さらに権利の性質上、行使を現実に期待することができること（最大判昭和45・7・15民集24巻7号771頁）。「知ったとき」

定義：当該債権者による権利の行使を現実に期待することができることとなった時点。

パターン1 契約上の履行請求の場合

客観的起算点（できるとき）と主観的起算点（知ったとき）は一致する。

例：売買契約における売買代金債権。

理由：（売買の代金債権の場合）契約の履行期に請求が可能であり、契約により履行期を知っているため。

パターン2 不当利得返還請求、契約不適合責任の場合

主観的起算点と客観的起算点は一致しない。

例：売買の目的物の土地にフッ素がある場合の契約不適合責任

理由：客観的には引渡しの時点で権利行使できるものの、主観的に権利行使できるのは、契約不適合が存在することを知った時であるため。

（本問の場合）：答案では明らかであるため、省略している。

契約上、X2が連帯保証契約①に基づき弁済した時に求償権が発生するため、この時点で権利の行使につき法律上の障害がなく、さらに権利の性質上、行使を現実に期待することができ、「権利を行使することができる」ことになる。

そして、連帯保証契約①上、X2のAに対する求償権が発生することは、明示されていることから、この時点で、当該債権者による権利の行使を現実に期待することが

できることとなったといえ、令和8年3月1日時点で「権利を行使することができることを知った時」といえる。

ウ 要件②：時効援用の意思表示、援用権利者

(ア) 時効の援用権利者

「当事者」：時効の完成によって利益を受ける者

消滅時効については、「保証人、物上保証人、第三取得者その他権利の消滅について正当な利益を有する者を含む。」とされた（145条）。

(イ) 本問の場合

Y、Zは保証人であり、当然に当事者である。

なお、本問において、「第三者」にあたるかについて長々と論じた答案については、条文を十分に読んでいないものとして、高い評価を与えていない。

(4) 時効の完成猶予（時効障害）の制度趣旨（請求の場合と承認の場合）

ア 請求等の債権者の行為がある場合

権利の上に眠るものは保護に値しないとする時効制度の趣旨が及ばないため。

イ 承認など債権者の行為がない場合

権利の上に眠るものは保護に値しないとの趣旨が及ばないとは言えず、時効制度の趣旨から説明することは困難である。

一方で、長期間継続した法律関係の保護（法的安定性）の趣旨からは、債務者自ら時効の利益を受ける地位を放棄しており、保護の必要性がないと説明することも可能であるが、少々厳しい説明とも思える。

立証困難の回避の趣旨からは、債務者が債務の存在を認めていることから、時効制度の趣旨が及ばないと説明することが可能である（説明が容易である）。

(5) 時効の相対効

（時効の完成猶予又は更新の効力が及ぶ者の範囲）

第一百五十三条 第一百四十七条又は第一百四十八条の規定による時効の完成猶予又は更新は、完成猶予又は更新の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力を有する。

2 第一百四十九条から第一百五十一条までの規定による時効の完成猶予は、完成猶予の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力を有する。

3 前条の規定による時効の更新は、更新の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力を有する。

(6) 本問の処理

回答の通り。

- ①令和8年3月1日：X2による弁済により，権利を行使することができることを知った時となる（166条1項1号）。
- ②令和8年12月1日：担保権実行による時効の完成猶予（148条2号）及び終了による時効の更新（148条2項）
- ③令和13年8月1日にZによる連帯保証債務の権利の承認（152条）。
→A及びYに効果は及ばない（153条3項）。
- ④令和13年12月1日の経過。
- ⑤時効の援用（145条）。

3. [設問1]小問(2)について

(1) 問題の所在

権利の承認を行ったZは主債務の消滅時効を主張することができるか。

(2) 条文

153条

3 前条の規定による時効の更新は，更新の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ，その効力を有する。

458条及び441条により，連帯保証人に生じた権利の承認による時効完成猶予の効果は他の連帯保証人に及ばない（主債務者にも及ばない）。

(3) 裁判例（大判昭和7・6・21民集11巻1186頁）

連帯保証債務について，時効の中断（履行請求を除く）がなされても，主たる債務の消滅時効には影響せず，みずから保証債務についてそれらの行為をした連帯保証人も時効の援用をできるとした判例。

(4) 否定説：信義則により時効援用を否定する。

(5) 本問の処理（判例，否定説いずれの処理も理由が説得力を持つ限り，同じ点数とする）

4.【設問2】について

(1) 問題の所在

連帯保証人であるYが主債務者であるAを相続したことにより、Yの弁済は連帯保証人としての権利の承認（152条）の他に、主債務の権利の承認を含むとして、主債務の時効完成猶予とならないか。

(2) 裁判例（最高裁平成25年9月13日第二小法廷判決（民集67巻6号1356頁））

※改正債権法施行前の事案であるため、「中断」としている点に注意。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 主たる債務を相続した保証人は、従前の保証人としての地位に併せて、包括的に承継した主たる債務者としての地位をも兼ねるものであるから、相続した主たる債務について債務者としてその承認をし得る立場にある。そして、保証債務の附従性に照らすと、保証債務の弁済は、通常、主たる債務が消滅せずに存在していることを当然の前提とするものである。しかも、債務の弁済が、債務の承認を表示するものにほかならないことからすれば、主たる債務者兼保証人の地位にある者が主たる債務を相続したことを知りながらした弁済は、これが保証債務の弁済であっても、債権者に対し、併せて負担している主たる債務の承認を表示することを包含するものといえる。これは、主たる債務者兼保証人の地位にある個人が、主たる債務者としての地位と保証人としての地位により異なる行動をすることは、想定し難いからである。

したがって、保証人が主たる債務を相続したことを知りながら保証債務の弁済をした場合、当該弁済は、特段の事情のない限り、主たる債務者による承認として当該主たる債務の消滅時効を中断する効力を有すると解するのが相当である。

(2) これを本件についてみると、上記事実関係によれば、被上告人は、単独でBの本件各求償金債務を相続したことを知りながら、平成15年12月15日から平成19年3月30日まで本件各連帯保証債務の弁済を継続したものであるということができ、この弁済が本件各求償金債務の承認としての効力を有しないと解すべき特段の事情はうかがわれない。そうすると、上記弁済は、主たる債務者による承認として本件各求償金債務の消滅時効を中断する効力を有するといふべきであり、上記の中断は、被上告人が連帯保証人として援用する本件各求償金債務及び本件各連帯保証債務の消滅時効に対しても、その効力を生ずるといえる（民法457条1項）。したがって、上告人が本件各連帯保証債務の履行を求める旨の上記支払督促を申し立てた平成22年1月13日の時点では、いずれの債務の消滅時効もまだ完成していなかったことになる。

(3) 裁判例を知らない場合の処理（試験現場における応用）

上記裁判例は、重要判例解説に掲載されており、受験生のうち、一定数は知っている裁判例である。

裏を返すと、百選掲載の裁判例のように受験生の大半が知っている裁判例ではない。

このような裁判例を題材とした応用問題の場合、重要なことは原理・原則・趣旨から丁寧に論じることである。

あくまで、問題の所在は主債務者を相続した連帯保証人による弁済により主債務の時効の完成猶予効が生じるか否かである。このような場合、制度趣旨から検討することで一定の論理を導くことができる。

そうすると、①時効制度の趣旨である「権利の上に眠るものは保護しない、長期間継続した事実状態への信頼保護」、②時効の完成猶予制度の趣旨、③連帯保証制度の趣旨、④信義則（時効完成後の債務承認の応用）などを根拠として論じることが想定される。

（出題者が当該裁判例を知らなかったときの起案例）※問題の所在は参考答案の通り
規範定立

時効の制度趣旨は、権利の上に眠るものは保護しない点及び長期の事実状態の保護にある。

そして、権利の承認の場合の時効完成猶予の制度趣旨は、自己が有する時効利益を自らの意思で放棄する観点で、長期の事実状態の保護の必要性がない点にあると考えられる。

そうすると、連帯保証人が自己の意思で主債務について時効利益を放棄する意思があるといえる場合に時効の完成猶予効を認めるべきである。

従って、連帯保証人が主債務者の相続をしたことを知り、債権者に対し、弁済した場合は特段の事情がない限り、主債務の時効完成猶予事由である「権利の承認」に当たると解する。

あてはめ

本件において、連帯保証人であるYは主債務者の相続をしたことを知り、債権者に対し、弁済している。

従って、Yの弁済は主債務者としての「権利の承認」にあたり、主債務の時効は完成猶予となり、消滅時効の抗弁は認められず、X2の請求は認められる。

(4) 関連論点（Yが相続の事実を知らなかった場合の帰結）

では、裁判例の事案とは異なり、例えば、連帯保証人が主債務者の相続を知らない場合、例えば、失踪宣告で遡及的に生死不明の時に死亡していたという場合はどうか。

裁判例の規範を前提とすると、主たる債務の時効の完成猶予の効果は生じないようにも思える。

①本判例の判例タイムズの解説（1397号92頁）※下線部は出題者

「本判決は、「保証人が主たる債務を相続したことを知りながら保証債務の弁済をした場合」としており、保証人が主たる債務を相続したことを知っていることを前提としている。「承認」（民法147条3号）とは、時効の利益を受ける当事者が、時効によって権利を失う者に対して、その権利の存在を知っている旨を表示することであるから、承認の前提として、主債務を相続した事実を認識していることが必要としているものと考えられる。したがって、本件と異なり、被相続人が死亡した事実を知らずに保証債務を弁済したような場合には、本判決の射程は及ばないことになると思われる。」

②平成25年度重要判例解説73頁以下（森永淑子）（有斐閣、2014年）

「（略）認識の表示があったか」であることからすれば、その前提として、保証人が、保証の対象たる主債務を自身が相続したこと自体は認識していることを要するのではなかろうか（どこまで具体的認識を要するかはなお問題である）。もつとも、承認の有無について、債務者側の認識を要件とするものの当否は別途検討を要しよう。認識を要するとしても、承認の事実については権利者側に立証責任があることからすると、権利者はどのような事実を示せば保証人の認識を証明できるのかということも明らかにする必要があるだろう。」

上記2つ解説はこの判例の理解としては正当である。

もつとも、森永准教授の「もつとも、承認の有無について、債務者側の認識を要件とするものの当否は別途検討を要しよう」との見解には注意を要する。

出題者の推測に過ぎないが、本判例はあくまで債務者側の認識が存在した事例における事例判断であり、債務者側の認識がない場合に中断（時効の完成猶予）を認めないとするか否かは本判例においても明らかではないとの理解もあり得る（中断（時効の完成猶予）を認めない可能性もあり得る）。

この点、出題者が時効の完成猶予に債務者側の認識は不要とする論理としては、時効完成後の債務承認の論点が参考となると考える。

時効完成を知らないで、債務者が時効完成後に債務の承認をした場合、判例上、信義則により時効援用権を喪失することは明らかである（最判昭和41・4・20民集20巻4号702頁）。

その根拠は、①時効完成後に債務承認した者がその後に時効を援用することは自己矛盾にあたること、②債務承認があると相手方も時効を援用しないと期待するため、この信頼を保護する必要があることとされている。

全くの私見であるが、この根拠は、今回の裁判例の問題にも参考となるのではないだろうか。

出題者の経験上ではあるが、司法試験における応用論点はこのような判例解説の末尾（もしくは基本書のコラム欄）に記載がある問題意識から出題されることも多い。

判例知識を入れるだけではなく、一歩進んで検討する姿勢が重要である。

但し、その際は基本、原理原則に立ち返って検討することで、一定の結論を導くことができるのではないかな。

5. 参考文献，参考判例

（参考文献）

- ①中田裕康「債権総論」（有斐閣，第4版，2020年）
- ②日弁連編「実務解説改正債権法」（弘文堂，2017年）
- ③佐久間毅「民法の基礎1総則」（有斐閣，第5版，2020年）
- ④能見加藤編「論点体系判例民法1総則」（第一法規，第3版，2019年）

（参考判例）

〈弁済をした連帯保証人による主債務者の消滅時効の抗弁の援用の可否〉

- ①大判昭和7・6・21民集11巻1186頁

〈主債務者を相続した連帯保証人による弁済が主債務の時効中断効を生じさせるか〉

- ②最高裁平成25年9月13日第二小法廷判決（民集67巻6号1356頁）

※「平成25年度重要判例解説」民法3〔森永淑子〕73頁（有斐閣，2014年，1466号）

〈保証人の主債務者に対する求償権の消滅時効中断事由は共同保証人間の求償権の消滅時効を生じさせるか〉

- ③最高裁平成27年11月19日第一小法廷判決（民集69巻7号1988頁）

以上

2022年3月6日

担当：弁護士 山本賢太郎

優秀答案

回答者 FI 33 点

第1 設問1

1. 小問1について

(1) X2のYに対する本件連帯保証契約②に基づく履行請求(1400万円)は認められるか。

(2) ア 上記請求に対し、主たる債務であるX2がAに対して有する求償債権が消滅時効により消滅したと主張して、履行を拒むことができないか。

イ この点、保証債務は、主債務の履行を担保するための手段であり、目的たる主債務と主従関係にある。すなわち、保証債務には、付従性があるため、主債務者に生じた事由は、全て保証人にも効力が及ぶのが原則である。

したがって、保証人は、「権利の消滅について正当な利益を有する者」として、主債務の消滅時効を援用することができるといえる(民法(以下、略。)145条)。

(3) ア 本問において、X2が抵当権に基づく甲不動産の競売を終えた令和8年12月1日から、X2が上記請求をした令和14年1月2日までに、債権者であるX2が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しなかったといえるため、令和14年1月2日の時点で、主債務について時効によって消滅するといえる(166条1項1号)。

イ そして、Yは、主債務の消滅時効を援用して、主債務が時効により消滅したと主張し、自己の連帯保証債務の履行を拒むことができる。

(4) よって、X2のYに対する1400万円の保証債務の履行請求は認められない。

2. 小問2について

(1) X2は、Zに対しても、本件連帯保証契約②に基づく履行請求(1400万円)をすることが考えられるが、これは認められるか。

(2) ア 小問1で検討したように、Zも連帯保証人であるから、主債務の消滅時効を主張することができるのではないかと考えられる。しかし、Zについては、令和13年8月1日にX2に対し金100万円を支払っており、自

己の連帯保証債務の承認があったといえ、時効の更新がなされている（152条1項）。したがって、このような場合でも、連帯保証人は、主債務の消滅時効を援用できるかが問題となる。

イ この点、主債務が時効により消滅するか否かにかかわらず保証債務を履行するという趣旨に出たものでなければ、保証人は主債務の時効を援用する権利を失わないと解すべきである。すなわち、保証人の援用を認めないと、主債務者が時効を援用した場合に、弁済した保証人が求償できなくなってしまう、これでは保証債務の補充性や付従性の観点から妥当でないといえる。

したがって、このような場合は、求償できなくてもよいと考えていた保証人のみ援用権を喪失するとすれば足りると考えられる。

ウ 本問においては、Zの100万円の支払いは、主債務が時効により消滅するか否かにかかわらず履行したものであると考える事情はないことから、連帯保証人であるZは、主債務の消滅時効を援用する権利を失わないため、主債務の消滅時効を援用して（145条）、X2の請求を拒むことができる。

（3）よって、X2のZに対する1400万円の保証債務の履行請求は認められない。

第2 設問2

1. X2は、Yに対して①AのX2に対する求償債務の主債務としての履行請求（896条1項、890条）及び②連帯保証契約②に基づく履行請求をすることが考えられる。

2. （1）上記請求に対し、YはX2に対し、主債務の消滅時効を援用して、履行を拒むことができないか。令和8年12月1日を起算点とすると、令和13年12月1日以降であれば、消滅時効を援用しうる。

もっとも、Yは令和13年11月25日に債務100万円を弁済しており債務の承認があったと考えられ、Yは、相続人の地位も兼ねていることからここでいう債務とは、主債務であるといえるのではないかが問題となる。

（2）主債務を相続した保証人は、保証人としての地位とともに、主債務者としての地位も兼ねることになる。このような、主債務者兼保証人の地位にある者が、主債務を相続したことを知った上でした弁済は、これが保証債務の弁済であっても、主債務の承認を表示する意味を持つと解すべきである。すなわち、このような地位にある者は、主債務者としての

地位を保証人としての地位により異なる行動をするとは、考え難いためである。

(3) 本問では、Yは、X2のAに対する求償債務を主債務とする連帯保証人であるが、Yは、令和13年11月10日にA死亡の事実を知った上、YがAの唯一の法廷相続人であったことから、自己が主債務を相続することを知った上で令和13年11月25日に債務100万円を弁済したといえる。したがって、この弁済は、主債務の承認を表示するものであると考えることができるため(152条1項) Yはもはや消滅時効を援用することはできない。

3. 以上より、YからX2に主張される抗弁は認められないため、X2による上記①②の請求は認められるが、どちらによっても、1400万円を超えて請求することはできない。

以 上

素直らしい。

最優秀答案

第18回答案練習会 民法

回答者 MN

45

第1 設問1の小問1について

1 本件では失踪したAはX2の訴え提起時にX2に対して残債務1400万円を負っている。そこで連帯保証契約②に基づきX2のAの連帯保証人であるYに対するX2による履行請求は認められるか（民法436条 以下法令名省略）。Yが消滅時効の援用（145条）を主張することが考えられ問題となる。

（1）X2はX1が有していた本権金銭消費貸借契約債権（587条）の残債務の3000万円をAに代わり弁済したことにより債権者代位権を取得し（489条）、抵当物件を競売にかけた。しかし競売で1500万円しか回収できなかったため、競売終了時の残債務の1500万円からZが支払った100万円を差し引いた1400万円をAへの求償金債権に基づいてYに履行を請求している。

（2）これに対してYは主債務は消滅時効によって消滅したと主張してくることが考えられる。

ア 主債務と保証債務は主従の関係にあり（保証債務の付従性）、保証債務が主債務より重い負担になることはない（448条）。主債務に生じた事由はすべて保証人にもその効力が及ぶこととなるので、主たる債務に生じた時効完成の効果は保証人に対してもその効果を及ぼす（457条1項）

イ 本件でこれを見るとAが負う主債務の消滅時効が完成しているならば、その効果はYにも及ぶこととなり、Yはそれを援用することができる（457条2項）。

まずかかる主債務はX2がAに代わってX1に弁済したときに発生しているので、消滅時効の起算点は令和8年3月1日となる。したがって令和13年3月1日、すなわちX2による訴訟提起のおよそ10か月前に消滅時効が完成しているため（166条1項）Yの抗弁が認められるとも思える。

ウ もっとも本件ではX2が抵当権に基づき競売を裁判所に申し立てており、令和8年12月1日に競売を終えている。競売の申し立てが時効に影響を及ぼすのか。

競売が申し立てられると時効は完成が猶予される（148条1項3号、民事執行法195条）。そして、競売が終了した時から新たに時効の進行が始まる（148条2項）。

エ 本件でこれを見るに、令和8年12月1日に競売が終了し、残債務1500万円があることから時効の更新の効果が生じ新たに時効の進行が始まることにより、主債務の消滅時効の完成は令和13年12月1日となる。

2 よってX2はYを被告として令和14年1月2日に本件連帯保証契約②に基づく履行請求訴訟を提起しているので、YはX2に対して消滅時効を援用することができる。X2のAに対する主債務（求償権債務）の消滅を主張できることから、X2のYに対する上記請求は認められない。

第2 設問1の小問2について

1 X2はZに対して本件連帯保証契約②に基づく履行請求をすることができるか。上述したように主債務の消滅時効が令和13年12月1日であるが、そのおよそ4か月前にZはX2に対して100万円を支払っている。

(1) 保証債務の一部支払の効果が主債務に生じるのか。

ア 152条1項の「承認」とは債務を負担する者が債権者に対して権利の存在を認識しているということを表示することであり、かかる承認がなされると完成猶予が生じることなく時効の更新の効果が生じる。

イ 本件のZは上述のようにX2に対して債務の一部を支払っていることから、X2が債権を有すること認識していることを表示したといえ152条の「承認」に当たる。

よってZの保証債務の消滅時効は更新の効果が生じる。

+よ 条文もあるgood

ウ 次にかかるZの承認の効果が主債務に及ぶかについては、保証債務は主債務に対して付従性を有しているだけであるから、保証債務に生じた効果は主債務に及ばない。

(2) したがって主債務にZの保証債務の時効更新の効果が及ぶことはない。

2 次に令和13年12月1日の主債務の消滅時効の完成を保証債務を承認したZが令和14年1月2日の訴訟で援用することができるのか。

(1) 連帯保証人は保証債務を弁済すると主債務者に対して求償権を有するが、もし主債務者が主債務の消滅時効の完成で主債務が消滅しているという理由で拒絶できるとすると保証人の保護がなされず、求償権の趣旨が没却されてしまう。そこで保証人による保証債務の承認の有無にかかわらず保証人も主債務の時効

の完成を援用できると解する。

(2) よって本件ではZは訴訟で主債務の消滅時効の完成を援用することができる。

- 3 したがってX2のZに対する上述の請求は認められず、X2がAに対して有する求償権は消滅時効の完成で消滅したというZの主張は認められる。

第3 設問2について

- 1 Aの妻のYはAの死亡により、Aの連帯保証人でありかつ死亡したAの権利義務を承継した法定相続人(890条 898条)であるという2つの地位をX2との関係性において有することになる。

令和13年11月25日にYはX2に100万円を支払っているので残債務として1400万円を支払うようX2は履行請求の訴えを提起しているが、相続した主債務と保証債務のいずれか一方を選択して請求できる。ではそれらの請求に対してのYの抗弁はどのようなものを検討する。

- (1) まず主債務と保証債務のいずれの請求に対しても、Yは抗弁としてかかるYの支払いは連帯保証人としてなされたものであるから、保証債務に更新の効果が生じているのであって、主債務の消滅時効の進行には影響を及ぼさず、令和13年12月1日に主債務の時効が完成したので援用すると主張することが考えられる。

主債務が消滅すれば主債務の履行請求は認められず、また保証債務も付従性により消滅するので保証債務の履行請求も認められない。

- (2) この点について、ある契約において当事者の一方が複数の地位を有しておりそれぞれの地位に基づく行為によって法律効果が異なるとき、かかる当事者の主張のままにある地位による法律行為の効果を認めてしまうと、状況や事情に応じて利害が自己に有利になるように使い分けられることになってしまい、私法上の法律関係の安定が害される。また信義則上、相手側の期待を裏切ることとなりかねず問題がある。

そこで特段の事情がない限り、主債務を負う保証人が保証債務として一部弁済したとしても、包括的に主債務の承認もなされていると解する。

- (3) 本件では100万円を支払った時点でYは自らが主債務を相続した地位も有していたことを知っていたの

であるから、主債務についても 152 条 1 項の「承認」がなされたと捉えることができる。

そうであるならば主債務の消滅時効は令和 18 年 11 月 25 日に完成することになる

よって X2 の Y に対する訴え提起が令和 18 年 11 月 25 日以後であれば Y の消滅時効の援用は認められるが、それ以前はかかる援用は認められない。

2 以上 X 2 の訴えが令和 18 年 11 月 25 日より前であればいずれの請求であっても X2 の Y に対する請求が認められる。

以上



表

試験科目	試験地
民法	明治大学

優秀答案

回答者 FI

39

第1 設問1

1 小問1 について

(1400万円)

(1) X2のYに於ける本件連帯保証契約に基づく履行請求は認めらるべきか。

(2) ア 上記請求に対し、主たる債権があるX2がAに於ける求償債権が消滅時効により消滅したと主張することによって、履行を拒否することかできるか。

イ この点、保証債務は、主債務の履行を担保するための手段であり、目的たる主債務と

主従関係にある。よって、保証債務には、付随性があるため、主債務者に与えた権利は、全て保証人に与えられ、Aの権利は消滅している。

したがって、保証人は、権利の消滅について正当な利益を有する者として、主債務の消滅時効を援用することかできるという(民法(以下略)145条)。

(3) ア 本問において、X2が抵当権に對する甲種競売を解した令和4年12月1日付で、X2が

上記請求をした令和4年1月2日までに、債権者であるXが権利を行使することかできたと知られた時から5年間行使しなかったといえるため、令和4年1月2日の時点で、

主債務について時効により消滅するといえる(166条1項1号)。

イ として、Yは、主債務の消滅時効を援用して、主債務が時効により消滅したと主張し、
自己の連帯保証債務の履行を拒否することかできる。

(4) よって、X2のYに於ける1400万円の保証債務の履行請求は認めらるべきか。

2 小問2 について

(1400万円)

(1) X2は、Zに於ける本件連帯保証契約(2)に基づく履行請求とすることか考へらるべきか。
これは認めらるべきか。

(2) 小問1で検討したように、Zも連帯保証人であるから、主債務の消滅時効を主張

することかできるとはならないかと考へらる。しかしZについては、令和13年8月1日に





※	<table border="1"><tr><td>A</td><td>B</td><td>C</td></tr><tr><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td></tr></table>	A	B	C	☐	☐	☐
A	B	C					
☐	☐	☐					

--

23 X2に対して金100万円を支払っており、自己の連帯保証債務の承認が認められ、
24 時効の更新がなされている(152条1項)。したがって、このような場合でも、連帯保証人
25 は、主債務の消滅時効を援用できるかが問題となる。

26 イ この点、主債務が時効により消滅するか否かにかかわらず、保証債務を履行すると
27 いう趣旨に出たものであれば、保証人は主債務の時効を援用する権利を失わない
28 と解すべきである。あるいは、保証人の援用を認めないと、主債務者が時効を
29 援用した場合に、弁済した保証人が求償できなくなるといふ点、ここでは保証債務の
30 補充性や付従性の観点から妥当でないといえる。 **ナ2案も一定の見解**

31 したがって、このような場合は、求償できなくなると考えていた保証人の弁済権を
32 喪失するとの点は足りると考えらる。

33 ウ 本問においては、Zの100万円の支払いは、主債務が時効により消滅するか否かに
34 にかかわらず、履行したものと考える事情はないことから、連帯保証人であるZは、主債務
35 の消滅時効を援用する権利を失わないため、主債務の消滅時効を援用して(145条)、
36 X2の請求を拒むことができる。 **答文もあると!!!**

37 (3) よって、X2のZに対して支払われる1400万円の保証債務の履行請求は認めらる。

第2 設問2

39 1 X2は、Y1に対して(1) AのX2に対する求償債務の主債務としての履行請求
40 (89条1項、890条)及び(2) 連帯保証契約(2)に基づき履行請求をすることができる。
41 考えらる。

42 2 (1) 上記請求に対し、YはX2に対し、主債務の消滅時効を援用して、履行を拒むことが
43 できない。令和8年12月1日 起算点とすると、令和13年12月1日以降であれば、
44 消滅時効を援用する。



裏

(注意事項)

1 答案用紙の種類

本答案用紙は、民法の答案用紙です。

商法、民事訴訟法の答案を本用紙に記載して提出した場合には、試験時間内に申出があった場合を除き、零点となるので、注意してください。

なお、試験時間中に答案用紙の取違えに気付いた場合には、試験監督員の指示に従ってください(試験時間終了後の答案用紙の取違えの申出は一切応じません)。

2 答案用紙の取扱い

答案用紙の取替え、追加配布はしませんので、汚したり曲げたりしないでください。

3 答案作成上の注意

(1) 答案は横書きとし、解答欄の枠内に頁数に従って書きます。

(2) 答案は、黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、鋼筆は不可)で書きます。

(3) 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は、訂正部分の表裏を書き直して答案を作成した場合に限り、訂正部分に記載することは認めません。

(4) 答案用紙の※印の欄には何も記載しないでください。

(5) その他

解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判明した場合、不正解と扱われます。

45

もっとも、Yは、令和13年11月25日に債務100万円を弁済しており、債務の承認

46

が、あると認められ、Yは、相続人の地位を兼ねていることから、この債務とは、

47

主債務であるといえるのではないかと問題となる。

48

(2) 主債務と相続した保証人は、保証人としての地位とともに、主債務者として

49

地位を兼ねることになる。このため、主債務者兼保証人の地位にある者が、主債務と

50

相続したことを知らずに弁済した場合は、これが保証債務の弁済であり、主債務の

51

承認を表明する意味を持つと解すべきである。すなわち、この地位にある者

52

は、主債務者としての地位と保証人としての地位により異なる行為とすることは、考えにくい

53

ためである。

54

(3) 本問では、Yは、X2のAに対する主債務と主債務とする連帯保証人であるが、

55

Yは、令和13年11月10日にA死亡の事実を知り、YがAの唯一の法定相続人であった

56

ことから、自己が主債務と相続することを知り、令和11月25日に債務100万円

57

を弁済したといえる。この弁済は、主債務を承認を表明するものであると考えること

58

ができる(152条1項)。また、Yは、主債務を承認を表明することによって

59

ない。

60

以上より、YからX2に主張する弁済は認められず、X2に

61

よる①②上記①②の請求は認められず、したがって、1400万円

62

を超えて請求することはできない。

63

以上

64

65

66



採点講評

(2022 年 3 月 6 日 民法Ⅱ)

第 1 総論

今回の問題は、連帯保証と時効をテーマにした。出題の意図については、解説レジュメに記載したとおりである。

採点した感想としては、点数が低めであり、本問が連帯保証と時効を組み合わせた問題であるためか、なかなか難しかったようである。

また、受験生全体的に苦手意識の強い連帯保証を題材にしたことから、点数が低めだったかと思われる。

今回の問題を機に、再度、連帯保証や時効の復習をしてほしい。

なお、設問 2 に関し、当初、訴訟提起日を記載していなかったため、相続放棄の検討がし得る事案であった。その点は問題の不備である。

第 2 設問 1

設問 1 については、連帯保証と時効に関する基本的な条文操作ができれば、得点できる問題である。

しかし、15 点以下の答案が多かった。

その理由としては、主債務者 A に関し、競売が行われており、時効の完成猶予、更新があったことを見落としていることが考えられる。

この時効の完成猶予、更新を見落とすと、その後の問題において、本問では問題にならない、「時効完成後の債務承認」の論点が出てくる。

ある意味、消滅時効の論点として分かりやすい論点であり、この論点に飛びついた答案も散見された。

なぜ、競売に関する事実が問題文にあるのか、その意味を考えて欲しかった。

高得点（35 点以上）の答案は、連帯保証の条文、時効の条文を適切に指摘した上で、自分の見解に関する説得的な答案を書けていた。

逆に合格点未満（20 点以下）の答案では、問題文にある事実と条文の関連性を示すことができていなかった。

第 3 設問 2

設問 2 は、主債務者を相続した連帯保証人による時効期間満了前の弁済に関する消滅時効完成猶予、更新の有無が問題となる。

この点、設問1で、主債務者に関する競売に気づけなかった回答者は、主に、時効完成後の債務承認の問題として解いていた。

主債務者を相続した連帯保証人による弁済が主債務の承認をもたらすかという問題に気づいていた者は、軒並み、説得的な答案を書いていた。

最新の裁判例を題材としたが、裁判例を知らずとも説得的な答案を書いていた回答者もあり、問題文を丁寧に検討すれば、高得点を採れることが分かる。

第4 最後に

民法は、民法総則、物権、債権総論、債権各論、親族、相続等の複数の分野が関連することが多く、論点主義では対応できない科目である。

連帯保証に関し、検討する中で、消滅時効、二段の推定、意思能力等の異なる分野の争点に当たることもある。

私の考えであるが、民法が難しいのはこの点である。

ただでさえ、分量が多いにも関わらず、各分野が関連しており、一分野を理解しただけでは点数が取れない。

民法を学ぶ際は、勉強する際は、横断的な理解を得られるような勉強を心がけて欲しい。

なお、会社法でも「新株発行無効の訴え→無効事由→株主総会招集通知の瑕疵、取締役会決議の瑕疵」のように、一問で複数の分野の理解が問われる問題はあるため、このような問題意識は別科目でも重要であることを付言する。

(体系的・横断的な理解を身に着けるためには)

市販の問題集では、特定の論点に特化した問題になっていることが多い(例：錯誤なら錯誤のみ)。

そのような問題集を解くことで網羅的に勉強できる点はメリットである。

一方で論点主義に陥ることにもつながる。

体系的な理解を深めるには、複数の分野の理解が問われる問題を解くことや定評のある基本書を読むことをお勧めしたい。

以 上

司法試験予備試験答案練習会 2022年3月6日分 得点分布表

民法Ⅱ

出席者 20名 平均点 23.6点

分布	人数
0	0
1～5	0
6～10	0
11～15	3
16～20	5
21～25	7
26～30	2
31～35	0
36～40	1
41～45	1
46～50	1

